

総量規制基準(C値見直し案)

項目	番号	業種区分		C値見直し案(mg/L)		
				Co	Ci	Cj
COD		該当なし				
窒素	111	B 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	40→35	15	
	116	メタン誘導品製造業		30→25	60	
	149	コークス製造業		545→500	320	
	213	飲食店	イ 400m3/日未満	45→35	20	
	213	飲食店	ロ 400m3/日以上	40→30	20	
	220	病院	イ 400m3/日未満	45→35	20	
	220	病院	ロ 400m3/日以上	40→30	20	
	223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く)		60→20	10	
りん	4	非金属鉱業		1.5→1	1	
	108	B 無機化学工業製品製造業	りん及びりん化合物製造工程に係るもの	16→8	4	
	117	B 発酵工業	りん及びりん化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	2.5→1.5	1.5	
	206	B 輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程に係るもの)	400m3/日未満 りん及びりん化合物による表面処理施設を設置	5→4.5	1	
	223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く)		8→2	1	